

## 第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画（案）の概要

### **【小山町男女共同参画社会づくり行動計画とは】**

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国や県の計画等を勘案しつつ、町における男女共同参画社会の形成を推進するための計画であるとともに、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画としての性格を併せもつものです。

また本計画は、小山町における男女共同参画社会を実現するために、町民や行政、事業所、各種団体等が一丸となって取り組んでいく方策や、行政が主体となって取り組んでいく具体的な施策を明らかにするものです

### **【次期計画の策定理由】**

現代の我が国は、男女共同参画や女性活躍社会を推進する法律・制度等は整備されているものの、性別役割分担意識等の改善が進んでいない状況にあります。そこで、本町におけるさらなる男女共同参画の推進をめざして、現行の計画である「第4次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」の成果を検証し、今後の取組を具現化するための「第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画」を策定するものです。

### **【主な内容】**

#### **○将来像**

「だれもがともに支えあい、いきいきと暮らせる社会」

男女という性別にとらわれず、個人の人権尊重と男女共同参画を推進するよう、「だれも」という表現にしました。

#### **○基本目標と施策**

将来像に向けて3つの基本目標を定め、9つの施策の方針と、18の施策の方向を展開していきます。

#### **1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり【文言変更】**

(1) 男女共同参画に対する意識改革をすすめる

① 広報・意識啓発活動の充実

② 男女共同参画社会に関する国際的協調【文言変更】

(2) 男女の人権を尊重する教育や学習の充実を図る

① 生涯を通じた男女共同参画の理解の促進

② 男女共同参画の理解促進のための教育・学習の充実【文言変更】

## 2. 男女共同参画の理解促進と女性が参画できる社会づくり

- (1) 政策・方針決定の場に男女が自らの意思で参画できる体制づくりをすすめる
  - ①政策・方針決定過程における女性の参画拡大【文言変更・施策の追加】
  - ②職場における男女共同参画の推進
- (2) 地域活動における男女共同参画を促進する
  - ①地域活動への男女共同参画の推進
  - ②男女共同参画の視点に立った防災活動の推進【文言変更・施策の追加】

## 3. だれもがいきいきと安心して暮らせる環境づくり

- (1) 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくりをすすめる
  - ①男女の平等な雇用機会と待遇の確保【文言変更】
  - ②働きたい女性のための就業援助の充実
  - ③多様な就業形態への支援
- (2) 仕事と生活の調和をめざす
  - ①仕事と育児・介護の両立に対する支援【文言変更】
  - ②妊娠・出産・育児に対する支援【文言変更】
  - ③ひとり親家庭等への支援
  - ④男性の男女共同参画の促進【新規】
- (3) 生涯にわたる健康支援と社会福祉の充実をすすめる
  - ①生きがいと健康づくりの支援
- (4) 性差に関する差別のない社会をめざす【新規】
  - ①性的少数者（LGBT）への理解促進【新規】
- (5) 男女間の暴力の根絶をめざす
  - ①男女間における暴力等人権侵害排除に向けた取組の推進